

社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課関係

1 認症疾患医療センターの整備について

認知症疾患に係る医療については、平成元年度から平成18年度までの間、「老人性認知症センター事業」として国庫補助をしていたところであるが、各施設の機能のばらつきや地域における関係諸機関の連携の中心として十分な機能を果たしていないといった課題が明らかとなっていたため、平成20年度予算から「認知症疾患医療センター運営事業」を計上しているところである。

本事業における認知症疾患医療センターは、

- (1) 認知症疾患について、診断や精神症状等への対応、身体合併症への対応を行う専門医療機関としての機能
- (2) 精神症状等への対応や身体合併症への対応を行う医療施設の空床情報の把握と情報提供、患者の病態に応じた他の医療機関への紹介、かかりつけ医等地域の医療関係者への専門的な医療研修の実施、協議会の開催や専門的な相談への対応など地域の医療機関や介護施設等の関係者との連携を行うなど、認知症疾患に関わる地域の医療機能の中核的機関としての機能
- (3) 地域住民に対する普及啓発や相談への対応など、認知症疾患に係る医療に関する情報センターとしての機能
- (4) 連携担当者を配置することにより地域包括支援センターとの連携機能を強化し、地域における医療と介護の連携の拠点としての機能

さらには、平成22年度から、

- (5) 認知症の周辺症状や身体合併症に対する双方の医療を担う基幹的な機能

を果たす総合病院型のセンターを位置付け、これを設置する都道府県、指定都市に対する運営費（診療報酬で対応する内容は除く）の補助として、約3.6億円を計上したところである。

全国150か所の設置を目指し、現在、29都道府県、7指定都市の98か所設置されているが、各自治体におかれでは、まずは最低1カ所の整備に向け積極的に取り組んでいただきたい。

(予算(案)概要)

・ 23年度予算(案)	363,615千円
・ 補助先	都道府県、指定都市
・ か所数	150か所
・ 補助率	1/2

2 「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム（第2R）」における認知症と精神科医療の中間とりまとめについて

精神病床において認知症のために入院している患者数は、平成8年の2.8万人から、平成20年には5.2万人（いずれも患者調査）と、大きく増加している。

統合失調症のために入院している患者は、平成8年の21.5万人から平成20年の18.5万人へと減少（いずれも患者調査）している中で、場合によっては、認知症患者について、いわゆる「社会的入院」の問題が再び繰り返される可能性があり、そのようなことのないようにしなければならない、という指摘がなされている。

こうした状況認識の下、平成22年5月に設置した「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」（主担当：厚生労働大臣政務官）において、同年9月以降、認知症と精神科医療について検討を進めてきたところである。

同年12月22日に取りまとめられた中間取りまとめでは、認知症の方への支援に当たっては、ご本人の思いを尊重し、残された力を最大限生かしていくような支援をすることを前提とし、その上で、認知症患者に対する精神科医療の役割として基本的な考え方、その方向性を示したものである。

具体的な方向性については、

- (1) 入院を前提と考えるのではなく、地域での生活を支えるための精神科医療とすること、
- (2) 入院が必要となる場合には、速やかに症状の軽減を目指し、退院を促進すること、
- (3) 退院可能な患者が地域で暮らせるようにするため、介護保険サービス等により地域で受け入れるシステム作りをすること、

(4) (3) に向け、「退院支援・地域連携クリティカルパス」を導入し、入院から退院後の生活への道筋を明らかにする取組を試行しながら、第6期介護保険事業計画期間(平成27年度～)への反映方法について検討していく。

としている。

今後は、方向性を更に具体化するための取組や、精神科医療における認知症に関する目標値（必要な精神病床数等）について、さらに検討を進めるため、春頃より検討チームでの検討を再開する予定としている。

